

無形資産の再測定と償却に関する理論的検討

KIKUYA, Masato / 菊谷, 正人

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

60

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

73

(終了ページ / End Page)

94

(発行年 / Year)

2024-01-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030808>

〔論 文〕

無形資産の再測定と償却に関する理論的検討

菊 谷 正 人

I 開 題

かつて筆者は、棚卸資産 (inventory assets) と有形固定資産 (tangible fixed assets) の期末評価基準 (再測定基準) として「時価・時価低価法」を主張したことがあった。さらに、棚卸資産の原価配分法 (売上原価の算定法) として「平均時価法」または「時価による個別法」、有形固定資産の原価配分法 (減価償却費の算定法) として「平均時価法」を提唱した。

資産の再測定 (remeasurement) には、英国型時価主義における資産の「企業にとっての価値」 (value to the business) である「喪失価値」 (deprival value) を援用し、「時価・時価低価法」を考案した。「喪失価値説」によれば、現有資産を喪失した時に最も有利な結果をもたらす経済行動が採択されるものと想定され、その経済行動は、喪失資産と同一または同種の資産を購入するか、購入しないかに大別される。資産を購入しないということは、喪失前に当該資産の販売を予定していたか、従来通りに利用するかであり、資産の購入 (再調達)、販売・売却 (譲渡) および利用 (所有) という三つの行動のうち、最も合理的・経済的な行動を選択することになる。

たとえば、将来の正味キャッシュ・フローの割引現在価値 (discounted present value) を意味する「利用価値」 (value in use) よりも正味実現可能価額 (net realisable value) が高いときは、利用よりも販売の方が経済的であるので、正味実現可能価額による評価が選ばれる。逆の場合には、資産の販売による収益よりも資産の利用によるキャッシュ・フローが多いので、「利

用価値」が選択される。正味実現可能価額 (販売市場の時価) が再調達原価 (購買市場の時価) より高い資産を喪失した場合、当該資産を再購入して転売すれば利益が得られ、購入が経済的であるので、再調達原価 (replacement cost) による評価が選択される。反対の場合、再購入して販売すると損失を被り、購入は合理的でないので、正味実現可能価額が選択される (Sandilands Committee [1975] par.218, ASC [1986] par.A1.4, 菊谷 [1988] 204 頁)。

「喪失価値説」に基づく資産評価の一般的なルールは、「受入価格と払出価格の両方 (both entry and exit prices) を利用する」 (Parker & Harcourt [1969] p.17) 方法であり、「再調達原価」と「回収可能価額」 (正味実現可能価額と利用価値のうち高い金額) との低価法 (すなわち「時価・時価低価法」) である。

収益稼得のために短期間のうちに販売 (または消費) を行う目的で所有されている費用性資産・事業用資産である「棚卸資産」の特質・特殊性を考慮して、再測定基準として「再調達原価と正味実現可能価額との時価・時価低価法」、販売を意図しない有形固定資産には、現在の販売市場で当該資産を売却処分して受け取ることができる正味実現可能価額を適用することは不适当であり、有形固定資産を利用して回収される「利用価値」を再調達原価と比較する「再調達原価と利用価値との時価・時価低価法」が推奨される (菊谷 [1991] 293-297 頁、菊谷 [2021] 9-12 頁)。

一方、棚卸資産と有形固定資産の費用計算 (原価配分法) には、ドイツ型時価主義会計の「実体維持計算⁽¹⁾」 (Substanzerhaltungsrechnung)

を援用し、売上原価算定基準としては、「販売日における販売日費用量の調達時価」(Beschaffungswerte der Kostenmengen der Umsatztages am Umsatztage) を主唱したシュミット (F. Schmidt [1929] S.149) の「販売法」⁽²⁾ (Umsatzverfahren) と類似する方法として、期首と期末の平均時価による売上原価の「平均時価法」あるいは個別法による「時価・売上原価算定法」を提唱した (菊谷 [1991] 291-292 頁、菊谷 [2015] 66-67 頁)。

現在の金額 (時価) が計上される収益に対応する減価償却費 (Abshreibungsaufwand) に対しては、費用 (Aufwand) を収益 (Ertrag) と同期間的・同質的価値対応によって実質的な分配可能利益 (ausschüttbare Gewinn) を計算するために、再調達原価 (Wiederbeschaffungskosten) に基づく「時価減価償却」(Zeitwertabschreibung) が必要である。その場合、期中に稼得される売上収益額は当該期間中に平均価格でほぼ計上されているので、期首一時点あるいは期末一時点における時価に基づくのではなく、期間中の平均時価 (average current cost)、平均調達時価 (durchschnittlich Tagesbeschaffungswert) に基づいて算定されるべきである。減価償却費は、有形固定資産の用役潜在力が当該期間にわたって活性化した活動費であり、収益を稼得するための価値犠牲として費消した部分である。したがって、当該期間の事業活動に貢献した用役潜在力の費消分は、当該期間の収益との関連において当該期間全般のカレントな時価 (期中平均時価) に基づくべきである (菊谷 [1991] 302 頁、菊谷 [2021] 12-13 頁)。

本稿では、事業体 (entity) の事業活動 (財貨の生産または用役の提供等) のために所有されている事業用資産である「無形資産」(intangible assets) についても、棚卸資産と有形固定資産と同様に、英国型時価主義における「喪失価値説」およびドイツ型時価主義会計における「企業実体維持会計論」を援用して、無形資産の再測定 (期末評価) と原価配分 (償却) を理論的に考察する。その前提として、無形資産の意義・特徴および当初認識・当初測定問題の論点整理も行う。

II 無形資産の意義・種類と特徴

1. 資産の意義

米国の会計基準設定機関である「財務会計基準審議会」(以下、FASB という) が 1985 年 12 月に公表した財務会計概念書第 6 号「財務諸表の構成要素」(以下、SFAC6 という) の定義に従えば、「資産」とは、過去の取引または事象の結果 (a result of past transactions or events) として、ある特定の事業体 (a particular entity) が取得または支配している、発生可能性の高い将来の経済的便益 (probable future economic benefits) である (SFAC6, par.25)。

1973 年 6 月 29 日にオーストラリア、フランス、旧西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国・アイルランドおよび米国の指導的な会計士団体の合意によって、会計基準の「国際的調和化」(international harmonisation) のために設立された「国際会計基準委員会」(以下、IASC という) が 1989 年 7 月に公表した「財務諸表の作成・表示のためのフレームワーク」(以下、「IASC 概念 FW」という) も、SFAC6 と同様に、「資産」の定義として、過去の事象の結果として特定の事業体が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該事業体に流入すると期待される資源であると定義している (「IASC 概念 FW」par.49)。

各国の会計基準設定機関との協同・責任により、会計基準の「国際的収斂」(international convergence) を目標にして、高品質・理解可能で拘束力のある国際的な会計基準を開発するために、IASC の後継組織として 2001 年 4 月に改組・改称された「国際会計基準審議会」(以下、IASB という) は、「IASC 概念 FW」を差し替えて 2010 年 9 月に「財務報告のためのフレームワーク」(以下、「IASB 概念 FW」(2010 年) という) を公表したが、「IASC 概念 FW」の定義を継承している (「IASB 概念 FW」(2010 年) par.4.4 (a)) ⁽³⁾。

このような資産概念は、わが国の「企業会計基準委員会」(以下、ASBJ という) によって 2004 年 7 月に公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下、「討議資料」という) にも踏襲され、「資産 (assets) とは、過去

の取引または事象の結果として、報告主体 (entity) が支配 (control) している経済的資源 (economic resources) またはその同等物である。」(「討議資料」第 21 頁) と定義されている。

このように、資産の本質 (essence of an asset) は「将来の経済的便益稼得能力」(capacity to obtain future economic benefits) を備えた経済的資源として捉えられ、「過去の取引・事象の結果」および「特定の事業体の支配」が資産性の前提要件となっている。ここに「支配」とは、法的所有権にかかわらず、当該事業体が資源(資産)を利用して、将来の経済的便益を享受できる経済的状況をいう。したがって、「経済的実質優先主義」(substance over form) に基づいて、リース資産も当該事業体が支配している資産である。

2. 無形資産の意義とその種類・特徴

無形資産とは、国際会計基準第 38 号「無形資産⁽⁴⁾」(以下、IAS38 という) によれば、物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産(an identifiable non-monetary asset without physical substance) である (IAS38, par.8)。IAS38 における無形資産の定義は、「のれん」と区別するために、無形資産が識別可能性 (identifiability) であることを要求している。資産は、(a) 分離可能である場合、あるいは (b) 契約または他の法的権利から生じている場合には識別可能である (IAS38, par.12)。

IAS38 の定義に従えば、無形資産とは、科学的知識または技術上の知識、新規工程またはシステム設計・実施、ライセンス、知的財産、市場上の知識および商標 (ブランド名・出版タイトルを含む) などの無形の資源 (intangible resources) である。一般的な事例として、コンピュータ・ソフトウェア、特許権、著作権、映画フィルム、顧客リスト、モーゲージ・サービス権、漁業免許、輸入割当、フランチャイズ、顧客・仕入先との関係、顧客の忠誠心、市場占有率、販売権が挙げられている (IAS38, par.9)。

たとえば、市場上・技術上の知識 (market and technical knowledge) は、将来の経済的便益 (future economic benefits) をもたらすので、資

産の定義 ((a) 過去の事象の結果 (a result of past events) として事業体が支配し、(b) 将来の経済的便益が当該事業体に流入することが期待される) (IAS38, par.8) を満たすので、資産化できる。無形資産から生じる将来の経済的便益には、製品またはサービスの販売による収益、コスト削減または当該資産の利用による他の便益が含まれる。製造工程における知的財産の利用 (use of intellectual property in a production process) は、将来の収益増加というよりは将来の製造原価の削減に貢献できるので、将来の経済的便益を有する場合がある (IAS38, pars.14,17)。

このように、無形資産は、有形固定資産のような物理的形態は持たないが、事業体の事業活動のために長期間にわたり継続的に一定のサービスを提供し、長期的な収益力増加・コスト削減要因になる事業用資産である。わが国の「財務諸表等規則」(27-28 条) も無形固定資産を列挙しているが、その内容は次のように分類することができる。

- (イ) のれん
- (ロ) 法律上、独占的に利用することが認められた権利 (法律上の権利)
- (ハ) ソフトウェア
- (ニ) リース資産
- (ホ) その他の無形資産で、流動資産または投資資産に属しないもの

上記 (イ)「のれん」は、同業他社と比較して、特定の資産によるものではなく、全体として (あるいは資産群として) 超過収益力を有する場合、その超過収益力の存在を示す経済的事実である。IAS38 (par.11) も説明するように、企業結合 (business combination) で認識される「のれん」(goodwill) は、企業結合で取得した他の資産のうち個別に認識されず、独立的に認識されない資産から生じる将来の経済的便益を計上する資産であり、取得資産によるシナジー効果、単独で認識規準を満たしていない資産から生じる可能性がある。のれんは、税法上「営業権」とも呼ばれ、具体的には、①立地条件が優れていること、②商品等の信用が高いこと、③取引関係が密接かつ良好であること、④経営者・従業員が優れていることなどにより発生す

る。

(ロ)「法律上の権利」(法律上、独占的に利用することが認められた権利)として、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権が列举されている。

(ハ) ソフトウェアとは、コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう。通常、このようなプログラムはCD-ROM・DVD等に複製して販売するが、プログラム自体としては無形固定資産として認識される。無形固定資産として計上されるソフトウェアの制作費は、その制作目的により将来の収益との対応関係が異なることなどから、制作目的に応じて「受注制作のソフトウェア」、「市場販売目的のソフトウェア」および「自社利用のソフトウェア」に分類される。

上記(ニ)「リース資産」は、財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産に限定されているが、「財務諸表等規則」では、リース物件の借主のリース資産は「リース資産使用权」として無形固定資産に列举されている。リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分し、当該資産の公正価値または最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額でリース資産の取得原価を算定していた国際会計基準第17号「リース」(以下、IAS17という)を2016年に差し替えた国際財務報告基準第16号「リース」(以下、IFRS16という)は、IAS17とは異なり、借手側のリース取引におけるファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類を廃止し、すべてのリース取引に「使用权資産とリース負債」をオンバランスする単一の会計処理を要求した(IFRS16,par.22)。借手側におけるリース資産は、「資産使用权」として無形資産のカテゴリーに入るようになった。

(ホ) その他の無形資産として、契約によって水または水面を独占的に利用できる水利権、著作物の出版によりその利益を専有できる版権、映画の原画権、著作権等が挙げられる。

このように、無形資産は、法律・契約等によって長期的な収益稼得・コスト削減のために所有する事業用資産である。有形固定資産が利用目

的のために所有されているのに対し、無形資産は、自社利用目的のほかにも市場販売目的等のために所有される場合がある。

Ⅲ 無形資産の当初認識・当初測定

1. 当初認識の要件と当初測定の意義

(1) 当初認識の要件

認識(recognition)とは、事業体の経済的取引・事象のうちどれを会計的に測定の対象(object of measurement)とするのかを識別するプロセスである。IAS38(pars.18,21)の規定に従えば、無形資産の定義を満たし、下記の認識規準(recognition criteria)を充足する場合には、無形資産として認識しなければならない⁽⁵⁾。

- (a) 当該資産に起因すると期待される将来の経済的便益が事業体に流入する可能性が高い。
- (b) 当該資産の取得原価(cost)が信頼性をもって測定できる。

IAS38は、将来の経済的便益の蓋然性(probability)と測定の信頼性(reliability)を「当初認識」(initial recognition)の判定規準としている。特定の製品・工程の導入あるいは既存の製品・工程の改良のために当該研究等の成果を実用化する「開発活動」(生産または使用の前段階の試作品・モデルの設計・建設・テスト、新技術の含む工具・治具・鋳型・金型の設計、新規・改良された材料・装置・工程・システム等のために選択された代替処理の設計・建設・テスト等(IAS38,par.59))から生じる無形資産は、下記要件のすべてを証明できる場合に認識しなければならない(IAS38,par.57)。

- (イ) 利用可能または売却可能となるために当該無形資産を完成させる技術上の実行可能性(technical feasibility)
- (ロ) 当該無形資産を完成させ、利用または売却するという事業体の意図(intention)
- (ハ) 当該無形資産を利用または売却できる事業体の能力(ability)
- (二) 当該無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- (ホ) 開発を完成させ、当該無形資産の利用また

は売却に適する技術・財務・その他の資源の入手可能性 (availability)

- (へ) 開発期間中に当該無形資産に帰属する支出を信頼性をもって測定できる能力 (ability to measure reliably the expenditure)

IAS38 では、研究費 (research costs) には即時費用計上を強制するが、開発費 (development costs) には、一定の要件を満たす限り、開発費の資産計上を強制する「条件付資産計上法」が採用されている。わが国の企業会計審議会が1998年3月に公表した「研究開発費等に係る会計基準」(以下、「研究開発費基準」と略す)は、米国のFASBが1974年11月に公表していた財務会計基準書第2号「研究費・開発費の会計」(以下、SFAS2という)をモデルにして作成されているために、従来の繰延資産計上容認から、発生主義に基づき研究費・開発費の全額を発生時に費用として計上する「費用処理法」を採択する(SFAS2, par.12,「研究開発費基準」三・1)。「研究開発費基準」は、ASBによって2008年12月26日に企業会計基準第23号『「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正』(以下、「会計基準23号」という)により改正・公表されたが、適用範囲に「企業結合により被取得企業から受け入れた資産」を追加するだけの改正であった(「会計基準23号」2)ので、「費用処理法」は継承・強制適用されている。

ただし、市場販売目的のソフトウェアは、販売する製品の基となる製品マスター(複写可能な完成品)の制作費のうち、研究開発終了時点までの「研究開発費」に該当する部分を除き、研究開発後の製作費(製品マスターの複写・利用による製品作成費等)を「ソフトウェア」として無形固定資産の区分に計上しなければならない(「研究開発費基準」四・2)。自社利用のソフトウェア(外部へ業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合、社内利用のために完成品を購入した場合)については、その提供または利用により将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合、無形固定資産として認識する(「研究開発費基準」四・3)。

「のれん」(goodwill)に対しては、企業結合

等による有償取得の場合に限り資産計上できるが、「自己創設のれん」は資産計上できない。IAS38 (par.48)でも、「内部創設のれん」(internally generated goodwill)の計上は認められない。

(2) 当初測定の意義

資産として認識規準を満たす資産は、当初認識時点(資産取得時点)に測定されなければならない。測定(measurement)とは、財務諸表の項目が貸借対照表・損益計算書に認識され、繰り越されるべき貨幣額(monetary amounts)を決定するプロセスである(「IASB 概念FW」(2010年) par.4.54)。測定は、会計的に認識された経済的取引・事象に金額を割り当てるプロセスであると言える。

資産の取得時点(当初認識時点)には、資産は、通常、取引原価(transaction cost)、すなわち「取得原価」で記録・測定される。「IASB 概念FW」(2010年)(par.4.55 (a))によれば、取得原価(historical cost)は、当該資産取得時に支出した現金・現金同等物の価額(the amount of cash or cash equivalents paid)または当該資産取得のために引き渡した対価の公正価値(the fair value of the consideration given)をいう。当初認識時における取得取引から生じる資産に対しては、取得原価(すなわち、当初認識時における公正価値)により当初認識時の測定(「当初測定」(initial measurement)という)が行われる(菊谷[2002] 148頁)。ただし、ある特定の資産(たとえば、リース資産)には、将来キャッシュ・フローの現在価値を取得時点の取得原価として採択する場合がある。

IAS38 (par.24)によれば、資産として認識規準を満たす「無形資産」は、当初認識時点に「取得原価」(cost)で測定されなければならない。取得原価とは、当該資産の取得時または建設時において、当該資産の取得のために支出した現金・現金同等物の価額(cash or cash equivalents paid)またはその他の引渡した対価の公正価値(fair value of other consideration given)をいう。

無形資産の取得原価は償却費および期末評価額の計算基礎となるので、適正な財政状態表示・

経営成績算定にとって、その決定は重要である。無形資産の取得形態には、購入、自己創設、交換、贈与、リース、企業結合等があり、異なる取得形態別に取得原価の計算も相違する。ただし、無形資産の「リース資産」および企業結合で取得した「のれん」は、IFRS16「リース」およびIFRS 3「企業結合」に従って会計処理される（IAS38, par.3 (c)・(f)）。無形資産の会計処理を規定するIAS38は、「個別資産の取得」と「企業結合による取得」に分けて、取得原価の測定を解説する。

2. 購入による取得原価

個別に取得した無形資産の取得原価（cost of a separately acquired intangible asset）は、「購入価格」（仕入値引き・仕入割戻しを控除し、輸入関税・還付されない仕入税額を加算する）および「利用の準備のために直接的に起因する費用」（当該資産を稼働状態にするために直接的に発生する従業員給付・専門家報酬、当該資産が適切に機能するかどうかの試運転費用）から構成される（IAS38, pars.27-28）。

「IASB 概念FW」（2018年改訂）（par.6.5）によれば、資産の取得時または創設時の取得原価は、当該資産の取得または創設に際して発生した原価の価値であり、資産の取得または創設のために支払った対価に取引費用を加算したもので構成される。無形資産を「購入」によって取得した場合における取得原価は、有形固定資産と同様に、購入対価に付随費用を加算した金額である。

支払いが通常の信用期間を超えて繰り延べられる場合、現金価格相当額（cash price equivalent）と支払総額の差額は、信用期間にわたって利息費用（interest expense）として認識される。ただし、IAS23「借入費用」に従って資産化する場合は除かれる（IAS38, par.32）。

3. 自己創設による取得原価

IAS38によれば、内部創設無形資産の取得原価は、経営者が意図した方法で操業可能となる当該資産の創造、生産および準備に必要な直接に起因するすべてのコストから構成される。直

接的に起因するコストの例としては、次のようなものがある（IAS38, par.66）。

- (a) 当該無形資産の創設するに際して使用または消費する材料・サービス（materials and services）のコスト
- (b) 当該無形資産の創設から生じる従業員退職給付（employee benefits）のコスト
- (c) 法的権利の登録料（fees to register a legal right）のコスト
- (d) 当該無形資産を創設するために使用する特許やライセンスの償却費（amortisation of patents and licences）

要するに、自己創設による取得、自ら無形資産を開発・取得した場合には、研究調査等に直接支出した金額のほかに、登録免許税・出願費用や特許等の償却費を加算した金額が自己創設無形資産の取得原価となる。ソフトウェアの取得原価は、法律上の権利等と同様、原則として取得に要した全額である。

前述したように、市場販売目的ソフトウェアである製品マスターの製作費のうち、「研究開発費」に該当する部分を除いたものを無形固定資産として計上しなければならない。自社利用ソフトウェアについては、その提供または利用により将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得・制作に要した費用を無形固定資産として計上する。

4. 交換による取得原価

交換（exchange）により自己所有の資産（引渡資産）と引換えに無形資産を取得した場合には、(a) 交換取引が営業的の本体（commercial substance）を欠如している場合、(b) 受入資産（asset received）と引渡資産（asset given）のいずれかの公正価値を信頼性をもって測定できない場合を除き、公正価値で測定される。取得資産（acquired asset）を公正価値で測定できない場合には、引渡資産の帳簿価額（carrying amount）を取得原価とする（IAS38, par.45）。

なお、交換取引が営業的の本体を有しているかどうかについては、将来キャッシュ・フローが交換取引の結果として変化すると想定される範

囲を考慮して判断される。次のような場合には、当該交換取引は営業的の本体を有している(IAS38, par.46)。

- (1) (a) 受入資産のキャッシュ・フローの構成(リスク・タイミング・金額)が引渡資産のキャッシュ・フローの構成と異なっている場合、または(b) 営業活動のうち取引に影響を受ける部分の「企業固有価値」(資産の継続的利用・処分から生じると予想される、または負債を決済する際に生じると予想されるキャッシュ・フローの現在価値)が当該交換取引により変化する場合
- (2) 上記(a)または(b)の変化は、交換される資産の公正価値と比べて大きい。

交換による受入資産の取得原価として、IASBは、原則として、受入資産の公正価値または引渡資産の公正価値を採用し、例外的な場合に引渡資産の帳簿価額を容認している。

わが国の「連続意見書第三」(第一・四・4)によれば、自己所有の固定資産と交換に新規の固定資産を取得した場合、新規受入資産の取得原価は引き渡した旧資産の適正な帳簿価額である。

5. 受贈による取得原価

受贈により無形資産を取得した場合、時価等を基準として公正に評価した額を取得原価とする。政府補助金(government grant)によって無償または名目的対価で無形資産を取得した場合には、国際会計基準第20号「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」(以下、IAS20という)に従って無形資産(および補助金)を公正価値で当初認識・当初測定する。公正価値で当初認識しない場合には、当該資産を名目的対価で当初測定し、使用の準備ために直接的に起因する支出を加算する(IAS38, par.44)。

IAS20(par.23)によれば、国庫補助金为非貨幣資産(non-monetary asset)に移転するような場合には、通常、非貨幣資産(無形固定資産)は公正価値で評価される。場合によっては、代替的处理として名目的対価で当初測定することができる。

IAS20は、補助金を処分不能な資本剰余金ではなく、処分可能な利益とみなす。その場合、資産に関する補助金を表示方法として、次のような(a)「繰延利益法」と(b)「原価控除法」の選択適用が認められている(IAS20, par.24)。

- (a) 国庫補助金の金額を繰延利益(deferred income)として処理し、その一部を毎期収益に戻し入れる。
- (b) 無形固定資産の取得原価(公正価値)から国庫補助金の金額を直接的に減額する。

わが国では、(b) 原価控除法と類似する「圧縮記帳法」が認められているが、(a) 繰延利益法の採用は容認されていない。両方法では期間損益に与える影響は同じであるが、財政状態表示は異なる。原価控除法(圧縮記帳法)では、貸借対照表に計上される無形固定資産の帳簿価額は国庫補助金を減額(圧縮)した金額を計上することになるので、適正な財政状態を表示しているとは言い難い。他方、繰延利益法は国庫補助金を減額せずに総額(公正価値)で無形固定資産の取得原価で計上するので、財政状態表示の観点からはベターである(菊谷[2001]19-20頁)。

6. 企業結合による「のれん」の取得原価

「のれん」は、合併・買収(mergers and acquisitions)のような有償取得の場合に限り、無形資産として認識されるので、法律上の権利(たとえば特許権)のように、自己創設によって「のれん」を資産計上することは認められない。これは、企業買収のように市場において超過収益力が客観的に把握できる場合でない限り、「のれん」が客観的に把握できないためである。

「のれん」の取得原価は、超過収益力を有する事業体の買収価額または合併に伴い交付された株式の発行価額(と合併交付金の合計額)が、「公正価値」(時価)で再評価した当該企業の純資産額を超える金額である。

ここに「公正価値」(fair value)とは、IAS38(par.8)によれば、測定日に市場参加者間の秩序ある取引(an orderly transaction between market participants)において売却するために

受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。すなわち、公正価値とは売却価格（selling price）を意味する。

英国の会計基準設定機関であった「会計基準審議会⁽⁶⁾」（以下、ASB という）が1994年に公表した財務報告基準第7号「取得会計法における公正価値」（以下、FRS7 という）は、「取得会計法」（acquisition accounting：米国・日本の「パーチェス法」に相当する）を採用する場合における企業結合時の「公正価値」に関して、資産・負債の種類ごとに下記のように決めていた（FRS7, pars.9-22）。

(a) 有形固定資産：

- (イ) 類似資産が公開市場で売買されている場合には、市場価値
または
- (ロ) 減価償却後の再調達原価

(b) 無形資産：再調達原価

(c) 棚卸資産：

- (イ) 商品・製品には、現在市場価値
- (ロ) その他の棚卸資産には、再調達原価と正味実現可能価額との低い価額

(d) 市場性ある有価証券：市場価格（異常な価格変動または所有の規模のために必要があれば、修正する）

(e) 貨幣資産・負債：

- (イ) 入手可能な場合には、市場価値
- (ロ) 類似資産・負債の時価
または、
- (ハ) 現在価値

(f) 偶発債権・債務：回収予定価値・返済予定価値の合理的な見積額

このように、ASBは資産の種類・特質に応じてそれぞれの公正価値を提示している。資産の測定のための「公正価値」として、当初測定時点（取得時点）には取得原価が採択されるべきであるが、再測定時点（たとえば企業結合時点）には、資産の種類・特質（あるいは会計目的）に応じて取得原価、再調達原価、正味売却価格、現在価値が採用されるべきであり、「公正価値」の測定基礎を売却価格に限定・定義すべきではない。FASB・IASBが使う「公正価値」は、「公

正でない専門用語」（unfair terminology）であると言わざるを得ない（菊谷〔2014〕195頁）。

Ⅳ 無形資産の再測定

1. 再測定の意義とその種類

英国のASBが1999年12月に会計の概念フレームワークとして公表していた『財務報告原則書』（以下、SPFR という）によれば、すでに認識された資産・負債の計上金額を変更する会計行為は、「その後の再測定」（subsequent remeasurement）と呼称されている（SPFR, par.5.1）。IAS38（par.72）は、「認識後の測定」（measurement after recognition）と呼ぶが、要するに「再測定」とは、当初認識・当初測定が行われた後に、資産・負債の帳簿価額（carrying amount）を修正する会計行為である。

「再測定」は、通常、決算日に行われるが、資産の再測定（期末評価ともいう）の場合、測定対象となる資産に対する貨幣数値を割り当てる測定基礎（measurement bases）は、計算目的に制約され、そのときどきの目標に合理性をもつ価値が最も適正な金額を示すものと考えられる。

一般的には、測定基礎として取得原価、現在原価（current cost）、実現可能価額（realisable value）と現在価値（present value）が列举される。「現在原価」とは、同一または同等の資産が現時点で取得された場合に支払われる現金・現金同等物の金額、「実現可能価額」とは、通常の処分により当該資産を売却することにより現時点で得られる現金・現金同等物の金額、「現在価値」とは、通常の事業の過程において生み出すと期待される将来の正味キャッシュ・フローの割引現在価値である（「IASB 概念 FW」（2010年）par.4.55（b）,（c）,（d））。現在原価は、わが国では「再調達原価」または「取替原価」（replacement cost）と呼ばれ、（正味）実現可能価額は「正味売却価格」（net selling price）に改称されている。

IAS38（par.72）によれば、無形資産の再測定には、有形固定資産と同様に、「原価モデル」（cost model）と「再評価モデル」（revaluation

model)の選択適用が容認されている。

「原価モデル」の下では、無形資産は、取得原価から償却累計額・減損損失累計額を控除した額で計上される(IAS38, par.74)。わが国では、有形固定資産と同様に、無形固定資産にも「再評価モデル」は認められないので、「原価モデル」の下で、取得原価から償却累計額・減損損失累計額を差し引いた「未償却額」が貸借対照表価額となる。

「再評価モデル」では、無形資産は再評価額(revalued amount)で計上しなければならないが、その再評価額は、再評価日の公正価値(fair value at the date of revaluation)から再評価日以降の償却累計額・減損損失累計額(any subsequent accumulated amortisation and any subsequent accumulated impairment loss)を控除した額である(IAS38, par.75)。

IAS38でいう「再評価額」は、再評価日の公正価値から再評価日以降の償却累計額・減損損失累計額を控除した額であるので、報告期間の末日(決算日)より以前の再評価額に基づいて再測定したことになる。したがって、再評価は、報告期間の末日(the end of the reporting period)に当該資産の帳簿価額(carrying amount)が公正価値と大きく異ならないような規則性(regularity)をもって行わなければならない(IAS38, par.75)。この再評価額では、再測定日(報告期間の末日・決算日)における公正価値を忠実に表現できないことを告白しているに過ぎない。

しかも、公正価値を売却価格と想定した場合、期首の売却価格と期末の売却価格との差額は、原価配分に基づく「償却費」ではなく、「評価損」である。当該資産の売却代金によって新規資産を購入(新規投資)したと仮定し、旧資産の売却収入額(売却価格)で無形資産の取得原価を決定する論拠によって、新規投資したとみなされる無形資産の取得原価は原価配分できると主張している。売却による収入代金(売却価格)によって購入(新規投資)を行った新規原価(帳簿価額)で原価配分する見解・発想は、水を油に変換するのと同様に、机上夢想的な論拠である。原価配分による「償却費」という勘

定科目は断念すべきであり、再評価による「評価損」という勘定科目に変更すべきである。

2. 「再評価モデル」における課題

前述したように、無形資産の再測定基準として、IAS38では「原価モデル」または「再評価モデル」が選択適用できる。

「再評価モデル」に基づいて無形資産を再評価する場合、当該資産の帳簿価額は次のいずれかの方法によって再評価額に修正する必要がある(IAS38, par.80)。

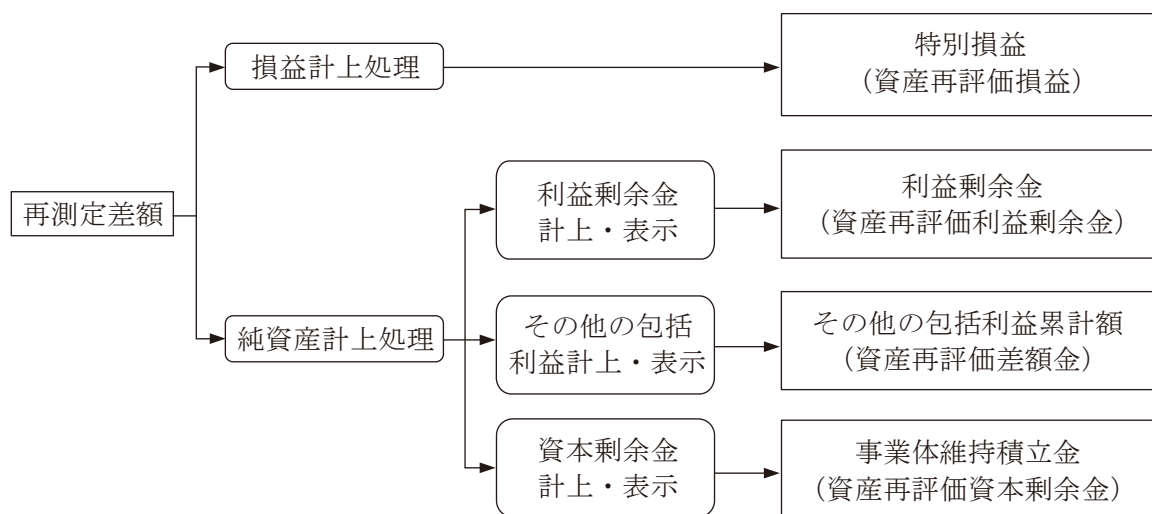
(1) 帳簿価額(償却累計額控除前)は、当該資産の帳簿価額の再評価と一致する方法で修正される。たとえば、帳簿価額(償却累計額控除前)は、観察可能な市場データを参照して修正再表示されるか、または帳簿価額の変動に比例して修正再表示される。再評価日の償却累計額(accumulated amortisation)は、減損損失累計額(accumulated impairment loss)を算入した後の当該資産の帳簿価額(償却累計額控除前)と帳簿価額との差額と等しくなるように修正される。

(2) 償却累計額は、当該資産の帳簿価額(償却累計額控除前)と相殺消去される。

再測定時点(期末評価時点)において無形資産を再評価した場合、公正価値(時価)と取得原価(帳簿価額)との再測定差額の会計処理としては、理論的には、図1が示すように、(a)当期の損益(profit or loss)として処理する「損益処理」、(b)純資産の一部である利益剰余金として処理する「利益剰余金計上処理」、(c)一旦「その他の包括利益」(other comprehensive income: 以下、OCIと略す)に計上し、「認識の中止」(売却処分・除去等)が行われる実現時には利益剰余金に振り替える「OCI計上後・利益剰余金振替処理」および(d)資本修正として処理する「資本剰余金計上処理」が考えられる。

IAS38(par.85)では、再評価により生じた帳簿価額の増加額はOCIで認識し、「再評価剰余金」(revaluation surplus)という科目を付して持分(equity)に累積計上しなければならない。ただし、再評価により生じた帳簿価額の減少額

図1 再測定差額の会計処理と表示項目・勘定科目



出所：菊谷〔2020〕32頁一部修正。

は、過年度に認識された同じ資産の再評価剰余金を相殺する範囲内で損益に認識する必要がある。

再評価の結果として無形資産の帳簿価額が減少した場合、当該減少額は損益として処理される。ただし、当該減少額は当該資産に関する再評価剰余金における貸方残高の範囲内でOCIに認識される。OCIに認識された当該減少額は、「再評価剰余金」という科目を付して持分(equity)に累積計上していた金額を減額することとなる(IAS38, par.86)。

しかも、持分に計上されていた再評価剰余金の累積額(cumulative revaluation surplus)は、当該資産の除去とか処分(retirement or disposal)のような実現時には、留保利益(retained earnings)に振り替えられる(IAS38, par.87)。つまり、IAS38は前記(c)「OCI計上後・利益剰余金計上処理」を採用している。新田〔2007〕7頁)も指摘しているように、再評価剰余金を最終的に利益とする会計処理は取得原価主義への回帰、投下資本の回収計算を貫徹している。IAS38でいうOCIは、いずれ収益に振り替えられるので、「隠れ収益」に過ぎない。

なお、無形資産の特性により活発な市場が存在しないために、再評価できない無形資産は、

「原価モデル」に基づいて取得原価から償却累計額・減損損失累計額を控除した金額で計上する(IAS38, par.81)。

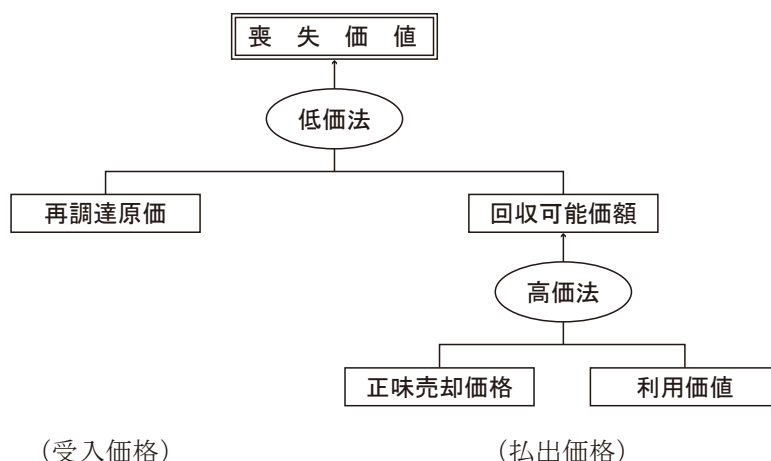
再評価しても、活発な市場がなくなるなどの理由で測定できなくなる場合には、当該資産の帳簿価額は、最後の再評価日における資産の再評価額から償却累計額・減損損失累計額を控除した金額で計上しなければならない(IAS38, par.82)。

3. 菊谷説 — 再調達原価と利用価値との時価・時価低価法

卑見としては、英国型時価主義における資産の「企業にとっての価値」である「喪失価値」(図2参照)を援用するとともに、無形資産の性質・特徴を斟酌して、無形資産を利用して回収される「利用価値」を再調達原価と比較する「再調達原価と利用価値との時価・時価低価法」を無形資産の再測定基準として提案する。

無形資産は、原則として、事業体の営業活動のために継続して利用する目的で所有されている事業用資産であり、原則として、通常の営業過程では販売することを意図していない資産である。事業体にとって最高・最良の利用(the highest and best use)のために所有される無形

図2 喪失価値の概念図



出所：菊谷〔1988〕205 頁一部修正。

資産の資産性はその利用可能性または生産可能性にあると考えられる。したがって、販売を意図しない無形資産には、現在の販売市場で当該資産を売却処分して受け取ることができる「正味売却価格」を適用することは不適當であり、当該資産と同等の営業能力(operating capacity)または生産能力(productive capacity)を有する「再調達原価」による再測定が行われるべきである。

通常の場合、無形資産の利用価値(回収可能価額)が再調達原価(再測定時の取得原価)より高いので、無形資産の再測定は再調達原価で行われるべきである。ただし、新しい技術進歩・需要変化等によって利用価値が再調達原価より低下する場合もある。「喪失価値説」の思考(73頁参照)に従えば、利用価値が再調達原価より低いときに再調達原価で再測定するならば、無形資産は過大評価になっている。無形資産の特質・特殊性を考慮し、「再調達原価と利用価値との時価・時価低価法」によって再測定することによって、無形資産の「企業にとっての価値」を忠実に表現・計上することができる。

その場合、再測定により生じた帳簿価額の再測定差額は、継続企業(事業体維持)の立場から、損益(Erfolg)ではなく資本修正(Kapitalkorrektur)として処理されるべきであり、前記(d)「資本剰余金計上処理」が採用される。卑見によ

れば、無形資産の取得原価(帳簿価額)と期末の再測定額(再調達原価または利用価値)は、同一資産でありながら時点を異にした数値であり、「再測定」という会計行為から生じる再測定差額は、事業体の営業能力維持・再生産能力維持の観点から「資本剰余金」として留保する必要がある。再測定から生じる資本利得(capital gain)を処分可能利益(distributable income)に算入すれば、その部分が社外流出され、事業体継続維持・営業能力維持は図れない。継続企業(going concern)、事業体のサステナビリティ(sustainability)を前提・担保するためには、再測定差額は利益ではなく資本修正(capital adjustment)として処理しなければならない(菊谷〔1991〕306頁)。IAS38のように、当該資産の除去・売却処分時等に再評価剰余金を利益剰余金に振り替えて処分可能利益に算入するOCIではなく、事業体の事業継続中には純資産の価値を相対的に維持できるように再評価剰余金は留保する必要がある⁽⁷⁾。

反対に、再測定により生じた帳簿価額の減少額は、帳簿価額の増加額と同様に、損失ではなく資本修正として処理されるべきである。つまり、「再評価剰余金」の科目によって直接借記しなければならない。

翌期首には、営業能力維持(maintenance of operating capacity)を計算するために、再調達

原価（時価）で原価配分する損益計算（償却費計算）の出発点として、無形資産の帳簿価額を再調達原価に振り戻しておく。

たとえば、 t_1 期首に無形資産を 5,000 万円（耐用年数 5 年、残存価額 0、定額法による）で取

得していたが、 t_2 期末に再調達原価が取得原価の 20% 増しの 3,600 万円に上昇し、利用価値・正味売却価格が表 1 のように算定されたと仮定した場合、下記のような仕訳処理が必要である（単位：万円）。

表 1 無形資産の取得原価、再調達原価、利用価値と正味売却価格

（単位：万円）

再測定基準	t_1 期首	t_1 期末	t_2 期末	t_3 期末	t_4 期末	t_5 期末
取得原価	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0
再調達原価	5,000	4,000	3,600	2,400	1,200	0
利用価値	7,500	6,000	4,000	1,900	1,300	0
正味売却価格	5,000	3,500	2,000	1,500	500	0

t_1 期首（当初測定時・取得時）：

（借）無形資産 5,000

（貸）現金 5,000

t_2 期末時（再評価時）：

（借）無形資産 600 ⁽¹⁾

（貸）再評価剰余金 600

（1）3,600（再調達原価）

－3,000（取得原価）＝600

t_3 期末（減損時）：

（借）再評価剰余金 500

（貸）無形資産 500 ⁽²⁾

（2）1,900（利用価値）

－2,400（再調達原価）＝△500

t_4 期首（振戻し時）：

（借）無形資産 500

（貸）再評価剰余金 500

筆者が提案する「再調達原価と利用価値との時価・時価低価法」によれば、 t_2 期末には利用価値（回収可能価額）4,000 万円より下回る「再調達原価」3,600 万円に再測定し、取得原価との再測定差額 600 万円は資本性の再評価剰余金勘定で処理する。 t_3 期末には利用価値 1,900 万円が再調達原価 2,400 万円を下回っているの、低い金額の「利用価値」で再測定し、再調達原価（帳簿価額）との再測定差額 500 万円は再評価剰余金勘定に借方記入する。翌期首（ t_4 期首）には、翌期以降の営業能力維持のために償却費を再調達原価（時価）に基づいて計算で

きるように振り戻しておく。

なお、無形資産の中には、販売目的のために保有される資産（たとえば、市場販売目的のソフトウェア）もある。このような販売目的の無形資産の場合には、販売所有目的資産である棚卸資産と同様に、例外的に「再調達原価と正味売却価格との時価・時価低価法」（菊谷〔1991〕293-297 頁、菊谷〔2015〕67-68 頁）に基づいて再測定される。

V 無形資産の費用化

1. 無形資産の償却

IAS38（par.68）によれば、無形項目に関する支出は発生時に費用として認識しなければならないが、（a）認識規準を満たす無形資産の取得原価の一部を構成する支出、（b）企業結合で取得した「のれん」は無形資産化しなければならない。

費用性資産である無形資産の取得原価は、収益稼得に貢献できる期間または契約期間（耐用年数）にわたって償却・配分される。耐用年数（useful life）は、当該資産の予定使用方法（expected usage）、技術・工学上・商業上その他の要因による陳腐化（technical, technological, commercial or other types of obsolescence）、市場の需要変化（changes in the market demand）、当該資産に対する支配の期間（period of control over the asset）、当該資産の利用に関する法的

権利期間・類似する権利期間 (legal or similar limits on the use of the asset)等を考慮して決められる (IAS38, par.90)。つまり、法律上の権利の有効期間は、それぞれの特別法によって定められているが、規定がない無形資産は、利用期間・契約期間等を予定して償却することになる。

なお、残存価額 (residual value) は、通常、ゼロであるが、(イ) 第三者が購入する約定がある場合、(ロ) 活発な市場があり、残存価額の決定が可能である場合には、残存価額を見積もり、償却を行うことができる (IAS38, par.100)。

適用する償却方法 (amortisation method) は、当該資産の将来の経済的便益の予測消費パターンを反映しなければならない (IAS38, par.97)。耐用年数にわたって取得原価を各事業年度に計画的に原価配分する償却方法としては、定額法 (straight-line method)、定率法 (diminishing balance method)、生産高比例法 (units of production method)、活動で稼得される収益に基づく償却法 (amortisation method that is based on the revenue generated by an activity) 等が列挙されている (IAS38, pars.98,98 (A))。

わが国の「研究開発費基準」(四・五)によれば、無形資産として計上されたソフトウェアの取得原価は、その性格に応じて将来の収益獲得または費用削減と合理的に対応できる方法に基づいて償却する。たとえば、商業生産段階に入った市場販売目的のソフトウェアに関する製品マスターの製作費は、将来の収益獲得と直接的な対応関係が認められるので、見込販売数量または見込販売収益に基づく償却方法(「見込販売数量法」または「見込販売収益法」)その他合理的方法により償却する。なお、自社利用目的のソフトウェアには、費用削減を期待して利用されるので、収益に対する直接的対応関係が薄く、物理的劣化を伴わない無形固定資産の償却であるので、耐用年数5年以内の定額法が合理的な償却方法とされる。

IAS38 (par.97)の規定に従えば、当該資産の将来の経済的便益の予測消費パターンが信頼性をもって決められない場合、償却方法には「定額法」が採用される。耐用年数を確定できない場合には、償却は実施できないが、「減損テス

ト」を実施しなければならない (IAS38, pars.107-108)。

前述したように、IAS38では、無形資産に「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用が認められているので、償却の基礎価額には取得原価または再評価額が利用される。わが国では、「原価モデル」が強制適用されているので、償却の基礎価額は取得原価に限定される。

2. 「期中平均時価法」による償却 (菊谷説)

(1) 再調達原価が上昇している場合

IAS38における「再評価モデル」を採用する場合、前述したように、再評価日の公正価値から再評価日以降の償却累計額を控除した金額を再評価額として計上しなければならない。「再評価額」は、報告期間の末日(決算日)より以前の再評価額を基礎価額とするので、償却費は期首の再評価額に基づいて再測定したことになる。したがって、「期首時価に基づく償却」を行ったことになる。

1973年秋のオイル危機 (oil crisis) に直面した英国政府が設置した「サンディランズ委員会」(Sandilands Committee)によって1975年9月に作成・公刊された『インフレーション会計』では、売上原価には期中平均時価法を採用するが、減価償却費を期末の現在原価(ほとんどの場合、再調達原価)に基づいて算定することが勧告されていた (Sandilands Committee [1975] pars.168-186)。敷衍すれば、無形資産の償却費も「期末時価に基づく償却」を行うことになる。

しかしながら、ドイツのシュミット (F.Schmidt [1929] SS.186-189)、オーストラリアのギンザー (R.Gynther [1966] pp.112-116)、日本の菊谷 ([1991] 302-303頁)が主張したように、期中に稼得される売上収益額は当該期間中に平均価格でほぼ計上されているので、償却費は、期首一時点または期末一時点における時価に基づくのではなく、期間中の平均時価 (average current cost)、平均調達時価 (durchschnittlich Tagesbeschaffungswert) に基づいて計算されるべきである。償却費は、収益との同期間的・同質の価値対応のためには、当該期間全般のカレントな時価 (期中平均時価) による「期中平均

時価法」により算定される。価格上昇時には、期首一時点または期末一時点の時価による償却費計上は過少償却または過大償却となる。価格下落時には、その逆の現象が起こる。

その場合、取得原価（帳簿価額）に基づく償却費と「期中平均時価法」に基づく償却費との差額は、事業体の営業能力維持のために資本性の償却修正（Amortisationskorrektur）または資本準備金（Kapitalreserve）で処理する。筆者は、再評価剰余金勘定を用いて、貸方記入または借方記入を行うことにする。

たとえば、前記設例（取得原価 5,000 万円、耐用年数 5 年、残存価額 0、定額法による）において、再調達原価が取得原価の 20% 増しの 3,600 万円に上昇した t_2 期における償却費を「期中平均時価法」により計算するならば、下記のような仕訳が必要である。なお、菊谷説の計算構造全体を解説するために、 t_3 期末、 t_4 期首・期末および t_5 期末を含めた一連の仕訳処理を示す（単位：万円）。

t_1 期首（当初測定時・取得時）：

（借）無形資産 5,000
（貸）現金 5,000

t_1 期末時（償却時）：

（借）償却費 1,000 ⁽³⁾
（貸）償却累計額 1,000
(3) $5,000$ (取得原価) $\div$ 5 年 = 1,000

t_2 期末（再評価・償却時）：

（借）無形資産 600
償却費 1,100 ⁽⁴⁾
（貸）再評価剰余金 600
償却累計額 1,000
再評価剰余金 100
(4) $(4,000 \div 4 \text{ 年} + 3,600 \div 3 \text{ 年}) \div 2$
= 1,100

t_3 期末（再評価時・償却時）：

（借）再評価剰余金 500
償却費 1,200 ⁽⁵⁾
（貸）無形資産 500
償却累計額 1,200
(5) $(3,600 \div 3 \text{ 年} + 2,400 \div 2 \text{ 年}) \div 2$
= 1,200

t_4 期首（振戻し時）：

（借）無形資産 500
（貸）再評価剰余金 500

t_4 期末（償却時）：

（借）償却費 1,200 ⁽⁶⁾
（貸）償却累計額 1,200
(6) $(2,400 \div 2 \text{ 年} + 1,200 \div 1 \text{ 年}) \div 2$
= 1,200

t_5 期末（償却時）：

（借）償却費 1,200
（貸）償却累計額 1,200

t_2 期末時には、無形資産の再調達原価（3,600 万円）と帳簿価額（3,000 万円）との差額（600 万円）は営業能力維持のために「再評価剰余金」として留保する。再評価後における償却費は、「期中平均時価法」に従えば、 t_2 期首における基礎価額（取得原価）4,000 万円に基づいた償却費 1,000 万円（ $=4,000 \text{ 万円} \div 4 \text{ 年}$ ）と t_2 期末における基礎価額（再調達原価）3,600 万円に基づいた償却費 1,200 万円（ $=3,600 \text{ 万円} \div 3 \text{ 年}$ ）の平均時価 1,100 万円で計上される。取得原価（帳簿価額）に基づく償却費 1,000 万円と「期中平均時価法」に基づく償却費 1,100 万円との差額 100 万円は、営業能力維持のために「再評価剰余金」で処理する。

t_3 期末には、無形資産の再調達原価は 2,400 万円（ $=3,600 \text{ 万円} - 1,200 \text{ 万円}$ ）と計上されていたが、利用価値が 1,900 万円と低い価格となっているので、「再調達原価と利用価値との時価・時価低価法」によって資産価額は利用価値の 1,900 万円に減額される。その場合、再測定差額 500 万円（ $=2,400 \text{ 万円} - 1,900 \text{ 万円}$ ）は、損益計上処理ではなく、資本修正として「再評価剰余金」に借方記入される。

菊谷説に従えば、 t_4 期首には、無形資産の営業能力を維持するための償却計算の基礎価額として、資産価額を再調達原価に振り戻しておく必要がある。

t_4 期末には、無形資産の再調達原価は 1,200 万円（ $=2,400 \text{ 万円} - 1,200 \text{ 万円}$ ）であり、利用価値が 1,300 万円になっているので、「再調達原価と利用価値との時価・時価低価法」によって

再調達原価の1,200 万円で期末評価されることになる。

なお、 t_3 期末、 t_4 期末と t_5 期末における償却費は、基礎価額（再調達原価）に変動がないので、期中平均時価は1,200 万円と算定される。

比較参考のために、取得原価主義を強制適用するが、減損を認識した場合には、「減損損失」（impairment loss）を測定するも、「減損損失の戻入れ」（reversal of impairment loss）を認めない日本基準（「企原」第三・五・D、「減損基準」三・2）の仕訳処理を示すならば、次のとおりである（単位：万円）。

t_1 期首（当初測定時・取得時）：
（借）無形資産 5,000
（貸）現金 5,000
 t_1 期末時（償却時）：
（借）償却費 1,000
（貸）償却累計額 1,000
 t_2 期末（償却時）：
（借）償却費 1,000
（貸）償却累計額 1,000
 t_3 期末（償却時・減損時）：
（借）償却費 1,000
減損損失 100 ⁽⁷⁾

（貸）償却累計額 1,000
減損損失累計額 100
(7) 1,900（利用価値）
 $-2,000$ （帳簿価額） $= \triangle 100$
 t_4 期末（償却時）：
（借）償却費 950 ⁽⁸⁾
（貸）償却累計額 950
(8) $1,900 \div 2 \text{ 年} = 950$
 t_5 期末（償却時）：
（借）償却費 950
（貸）償却累計額 950

t_3 期末に「減損損失」（100 万円）を計上した後には、償却は新規簿価（1,900 万円）に基づいて行われる。減損損失を計上した後は、当該資産の用途変更・経済状況の変化・見積りの訂正等によって「回収可能価額」が上昇することもあるが、わが国の「固定資産の減損に係る会計基準」は、回収可能価額（利用価値）が取得原価より上昇した t_4 期末において「減損損失戻入れ」を計上しない ⁽⁸⁾。

表2 では、日本基準と菊谷説における無形資産の償却費、償却累計額、減損損失、再評価剰余金、期末簿価の金額の相違が示されている。

表2 日本基準と菊谷説における金額の比較

(単位：万円)

会計基準等	勘定科目	t_1 期	t_2 期	t_3 期	t_4 期	t_5 期
日本基準（「企業会計原則」、「固定資産の減損に係る会計基準」）	償却費	1,000	1,000	1,000	950	950
	償却累計額	1,000	2,000	3,000	3,950	4,900
	減損損失	—	—	100	—	—
	減損損失累計額	—	—	100	100	100
	再評価剰余金	—	—	—	—	—
菊谷説による時価・時価低価法と期中平均時価法	資産の期末簿価	4,000	3,000	1,900	950	0
	償却費	1,000	1,100	1,200	1,200	1,200
	償却累計額	1,000	2,000	3,200	4,400	5,600
	減損損失	—	—	—	—	—
	再評価剰余金	—	700	200	700	700
	資産の期末簿価	4,000	3,600	1,900	1,200	0

ちなみに、「減損」(impairment)とは、固定資産の「収益性低下」によって投資額の回収が見込めなくなった状態をいい、「回収可能価額」(利用価値と正味売却価格との高い金額)が帳簿価額を下回る場合に「減損損失」が計上されている。

そもそも「減損」は、投資の失敗によって生じた経済的事象であり、「収益性低下」をもたらした「投資の失敗」は直接的には経営者の判断ミス(意思決定の失敗)であるが、意思決定後における経済状況の変化(たとえば、技術進歩・需要変化、市場低迷、それに伴う当該資産の用途変更等)に起因していると言える。「減損」は、間接的には、経営者がコントロールできない外部的経済事象・不確定要素(たとえば、価格変動・金利変動・為替相場変動等)から生じている。

卑見によれば、継続的・通常の・内部的な営業取引等のように、経営者がコントロールできる取引とは異なり、基本的には、事業活動の遂行上、経営者がコントロールできない外部的経済事象・不確定要素から生じている減損事象による「減損差額」には、資本剰余金計上処理が採択され、「再評価剰余金」に借方記入され、減額修正(または減資処理)されるべきである(菊谷〔2001〕24頁、菊谷〔2021〕10頁)。

(2) 再調達原価が下落している場合または有効期限が限定されている場合

前述したように、無形資産の中には、法律・契約等によって有効年数が期限化されているものもある。その後、1回限りの利用であったために当該無形資産を再利用・再調達しなくてもよい場合もある。また、技術革新・需要変化等によって再調達原価が取得原価よりも下回る場合がある。このような状況(有効年数の限定化、価格下落)に陥った場合、事業体維持のための償却費計算にはどのような計算構造を開発するべきであろうか。

かつて、第二次世界大戦後におけるドイツ実体維持会計を理論的に集約したハックス(K. Hax〔1957〕SS.25-26, 32, 37)は、「経営維持」(Betriebserhaltung)という最上位目標を達成す

るために名目貨幣資本維持(nominelle Geldkapitalerhaltung)と給付的実体維持(leistungsmäßige Substanzerhaltung)の両方の必要性を主張し、「投下貨幣資本」(investierte Geldkapital)と「生産能力」(Produktionskapazität)の維持を要求する「資本・実体結合計算」(kombinierte Kapital-und Substanzerhaltung)を提唱した。

この計算システムでは、価格上昇時には実体資本維持計算、価格下落時には貨幣資本維持計算をそれぞれ適用し、それを維持すべき資本の上限と下限とする「二重最低限の原理」(Prinzip des doppelten Minimums)が導き出された(Hax〔1957〕SS.13-19)。このユニークな原理に従えば、価格上昇時には実体資本維持計算のために再調達原価で費用計上し、取得原価と再調達原価との差額を「実体維持積立金」(Substanzerhaltungsrücklage)として留保するが、価格下落時には名目貨幣資本維持計算のために取得原価で費用計上するので、「実体維持積立金」の計上はない。ただし、実体維持積立金が残存している場合には、それがなくなるまでより低い再調達原価に基づいて費用計上し、実体維持積立金を取り崩した後に「二重最低限の原則」に従ってより高い取得原価による費用計上に切り換えられる。

筆者も、ハックスの「資本・実体結合計算論」と同様に、無形資産の有効年数限定や価格下落に際しては、「事業体維持」という最高目標の実現のためには「二重最低限の原則」に従って、少なくとも投下資本を回収するために取得原価で費用計上することを提案する。その場合、再調達原価の下落分は再評価剰余金勘定に借方記入した上で、より高い取得原価に基づく償却費を計上するために取得原価に振り戻さなければならない。

たとえば、表3のように、前記設例において再調達原価が t_2 期に3,600万円に上昇した後に、 t_3 期に取得原価2,000万円より低い1,600万円に下落したと仮定した場合、下記のような仕訳処理が必要である(単位:万円)。

表 3 無形資産の取得原価と再調達原価

(単位：万円)

再測定基準	t ₁ 期首	t ₁ 期末	t ₂ 期末	t ₃ 期末	t ₄ 期末	t ₅ 期末
取得原価	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0
再調達原価	5,000	4,000	3,600	1,600	800	0
利用価値	7,500	6,000	4,000	1,900	1,300	0
正味売却価格	5,000	3,500	2,000	1,500	500	0

t₁ 期首 (当初測定時・取得時) :
 (借) 無形資産 5,000
 (貸) 現金 5,000
t₁ 期末時 (償却時) :
 (借) 償却費 1,000
 (貸) 償却累計額 1,000
t₂ 期末 (再評価・償却時) :
 (借) 無形資産 600
 償却費 1,100
 (貸) 再評価剰余金 600
 償却累計額 1,000
 再評価剰余金 100
t₃ 期末 (再評価時・償却時) :
 (借) 再評価剰余金 400
 償却費 1,100⁽⁹⁾
 再評価剰余金 100
 (貸) 無形資産 400⁽¹⁰⁾
 償却累計額 1,200⁽¹¹⁾
 (9) $(3,600 \div 3 \text{ 年} + 2,000 \div 2 \text{ 年}) \div 2$
 = 1,100
 (10) 2,000 (取得原価)
 $- (3,600 - 3,600 \div 3 \text{ 年}) = \triangle 400$
 (11) $3,600 \div 3 \text{ 年} = 1,200$
t₄ 期首 : 仕訳なし
t₄ 期末 (償却時) :
 (借) 償却費 1,000⁽¹²⁾
 (貸) 償却累計額 1,000
 (12) $2,000 \div 2 \text{ 年} = 1,000$
t₅ 期末 (償却時) :
 (借) 償却費 1,000
 (貸) 償却累計額 1,000

t₃ 期末には、「二重最低限の原則」に基づいて、1,600 万円の再調達原価ではなく、2,000 万円の取得原価を基礎価額とするために、t₃ 期末

の再調達原価に基づく 2,400 万円との再測定差額 400 万円を無形資産から控除する。t₄ 期首には、再調達原価より高い取得原価を償却費の基礎価額とするので、再評価剰余金の振戻しはない。

ハックスの「資本・実体結合計算論」が価格下落時には「実体維持積立金」を互換的に相殺したが、名目的貨幣資本維持と実体資本維持の両極の目的を達成する企業維持を主張し、ハックスと同様に、再調達原価の上昇分を「実体維持積立金」として留保するが、価格下落時にはその取崩しを一切認めないフォイエルbaum (E. Feuerbaum) は、「実体維持積立金」を累積的に留保している (Feuerbaum [1966] SS.115-119)。筆者は、フォイエルbaum の「両極的貸借対照表論」(Polare Bilanztheorie) のように、事業体が継続する限り、純資産価値の相対的維持のために「再評価剰余金」は資本剰余金として留保する。

3. のれんの会計処理

被取得会社 (acquired company) の取得原価 (買収対価) が取得した識別可能純資産 (取得した識別可能資産と引き受けた識別可能負債との差額) の公正価値を上回る場合、当該超過額は「のれん」として処理される。「のれん」の会計処理の可能性を理論的に検討すれば、次のように分類することができるであろう (菊谷 [2005] 44-45 頁一部修正)。たとえば、「のれん」として 200 億円を資産計上した (償却期間 20 年とする) 場合、それぞれの仕訳処理は異なる (単位：億円)。

(a) 取得した期間に費用 (expense) として計上する「即時費用処理法」

- (借) のれん償却 200
(貸) の れ ん 200
- (b) 取得時に直ちに準備金 (reserve) から控除する「持分控除法」(「即時剰余金控除法」)
(借) 利益剰余金 200
(貸) の れ ん 200
- (c) 資産として計上し、その見積有効年数 (estimated useful life) にわたって損益計算書上で償却する「規則的償却法」(「資産計上・費用処理法」)
(借) のれん償却 10
(貸) の れ ん 10
- (d) 資産として計上し、その見積有効年数にわたって準備金を取り崩す「資産計上・剰余金控除法」
(借) 利益剰余金 10
(貸) の れ ん 10
- (e) 株主持分の控除項目として表示し、その見積有効年数にわたって準備金を取り崩す「持分控除項目表示・剰余金控除法」
(借) 利益剰余金 10
(貸) の れ ん 10
- (f) のれん価値の永久的減少が証明されない場合、無期限に計上する「資産計上法」
仕訳なし
- (g) 株主持分の控除項目として表示し、無期限に計上しておく「持分控除項目表示・非償却法」
仕訳なし
- (h) のれん価値の減損が認識された場合、減損損失を計上する「減損処理法」
(借) 減損損失 ×××
(貸) の れ ん ×××

上記 (a)・(b) は「即時償却法」、(c)・(d)・(e) は「漸進的償却法」、(f)・(g) は「非償却法」、(h) は「減損テスト法」としてまとめることができる。

IASB が 2004 年 3 月に公表した国際財務報告基準第 3 号「企業結合」(以下、IFRS 3 (2004 年) という) では、「のれん」の会計処理に (h) 「減損処理法」を強制適用した (IFRS 3 (2004 年) pars.51, 54-55)。IASC が 1983 年 11 月に

公表し、1998 年 10 月に改訂されていた国際会計基準第 22 号「企業結合」(IAS22 (1998 年改訂) pars.44,50-51,56-58) が容認していた (c) 「規則的償却法」は廃止された。IASB は、会計基準の国際的収斂のスピードを速め、米国の FASB と共同で高品質かつ互換性のある会計基準を開発するために「覚書: ノーワーク合意」(Memorandum of Understanding : The Norwalk Agreement) を 2002 年 9 月 18 日に FASB と締結していたが、2001 年 6 月公表の財務会計基準書第 142 号「のれんその他の無形資産」(以下、SFAS142 という) が (h) 「減損処理法」を強制適用していたために、SFAS142 (pars.18-20) に追従する形で IASB は減損処理法の一元に踏み切った。

「減損処理法」の適用は、定期的な「のれん償却」の負担を回避でき、利益の減少を抑えることができるので、当期純利益を減ずる「規則的償却法」と比べて役員・株主等にとっては短期的な金銭的見返り・報酬を求めることができる。

しかしながら、主として超過収益力から構成されている「のれん」は、激しい競争下にある経済社会においては減価していると考えられるので、一定期間内に償却する (c) 「規則的償却法」または取得時に直ちに費用計上する (a) 「即時償却法」の適用が適切であろう。斎藤 ([2017] 14 頁) も指摘・批判したように、「のれん」は有効期間を合理的に見積もることができないから規則的償却を行うことができないのであれば、有形固定資産の減価償却も断念するしかない。

わが国の ASBJ によって 2008 年 12 月 26 日に公表され、2019 年 1 月 16 日に最終改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(以下、「会計基準 21 号」と略す) は、原則として、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する (a) 「規則的償却法」、金額に重要性が乏しい場合には、例外処理として (e) 「即時償却法」を採用した (「会計基準 21 号」32 項)。さらに、2015 年 6 月 30 日に公表された「修正国際基準 (JMIS) 1 号」(4 項、17-19 項) も、のれんの会計処理として償却年数の上限を

20年とする「規則的償却法」を要求する⁽⁹⁾。わが国の会計基準は、「減損処理法」を強制するIFRS3（2008年改訂）の規定には同調していない。

VI む す び

事業用資産として利用目的で所有されている無形資産の期末評価基準には、無形資産の特質・特殊性を鑑み、英国型時価主義における「喪失価値説」を援用して「再調達原価との利用価値との時価・時価低価法」、無形資産の原価配分計算（償却費計算）には、ドイツ型時価主義会計における「企業実体維持会計論」（とりわけ、シュミットの相対的価値維持論、ハックスの資本・実体結合計算、フォイエルバウムの両極的貸借対照表論）に基づいて「期中平均時価法」を主張した。

わが国の会計基準が金科玉条の如く墨守する取得原価主義（原価モデル）では、長期にわたって利用する無形資産の過去の取得原価は、価格変動時には再測定時の公正価値（時価）とは大幅に乖離し、非現実的な会計数値とならざるを得ない。また、取得年次が異なる無形資産の取得原価を単純に集計したとしても、異なる測定時における取得原価を寄せ集めた混合集計値に過ぎない。確定的な会計数値であるが、現在時点では価値的に不適正となってしまった過去の取得原価よりも、概算的な見積数値であるが、現在時点における時価（再調達原価または利用価値）の方が現在時点における利害関係者（stakeholders）にとっては適時的かつ有用な会計数値（timely and useful accounting figures）であると言えるであろう（菊谷〔1995〕140頁）。

IASBは、有形固定資産と無形資産の再測定基準として、「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用を容認している。国際会計基準第16号「有形固定資産（2003年改訂）」（以下、IAS16（2003年改訂）という）が推奨したように、物価変動が大きい場合であっても、少なくとも3年から5年ごとに再評価（revaluation）は必要である（IAS16（2003年改訂）par.34）。とりわけ、利害関係者が多く、社会的に大きな責

任を負う上場企業は、最低でも5年ごとの再評価を行い、再測定時点における価額（時価）による財務諸表を作成することによって、多種多様な利害関係者に対して再測定時点に有用である会計数値を公表・報告するべきである。

21世紀に入り、コンピュータ・事務機器・バーコード・QRコードの進展、AIの登場等によって実務上の困難性が縮小・解消されるようになり、「再評価モデル」の適用の実行可能性は高くなっている。わが国でも、「再評価モデル」を認める会計基準の創設が早急に施されるべきである。

注

- (1) 実体維持計算は、財貨的思考（財貨運動計算、価値計算、収益と費用の重視）に基づいた分配可能利益（ausschüttbare Gewinn）を算定する損益計算（Erfolgsrechnung）の一形態である（菊谷〔1991〕5頁）。ここに「維持」（Erhaltung）とは、企業が稼得する収益を通じて費用（すなわち資本の費消化分）を補償すること、「収益を通じての費用補填」（Kompensation durch den Ertrag）によって達成されるので、資本維持計算と損益計算とは表裏一体の関係にある。
- (2) シュミットが理論展開した「相対的価値維持論」（relative Werterhaltung）に従えば、企業は全体経済の一細胞であり、細胞・全体組織間には継続的な相互作用が存在するという「有機的経営観」（organische Betriebsauffassung）に基づいて、企業と市場経済の有機的関連により財産計算と損益計算に市場価値（Marktwert）が組み込まれる。その相対的価値維持論では、利益（Gewinn）を販売時点における同一価格水準での「調達市場・販売市場間に生じた価値浮力」（Wertauftriebs, der zwischen Beschaffungs- und Absatzmarkt herrscht）であると捉え、売上原価計算として「販売日の調達時価」（Tagesbeschaffungspreis des Umsatztages）を採択する「販売法」のみによって市場に対する企業の相対的な地位が保証される（Schmidt〔1929〕SS.47,52-55,149 und 156）。
- (3) 2010年9月に公表された「IASB概念FW」（2010年）（par.4.4（a））は、2018年3月に次のように2つのパラグラフに分けて改訂されている。

「資産とは、過去の事象の結果として事業体が支配

する現在の経済的資源である。」(「IASB 概念 FW」(2018 年改訂) par.4.3)

「経済的資源とは、経済的便益を創出する潜在能力を有する権利である。」(「IASB 概念 FW」(2018 年改訂) par.4.4)

(4) IASB の前身であった IASC は、1978 年 7 月に国際会計基準第 9 号「研究・開発費の会計」(以下、IAS9 (1978 年) という) を公表していた。既存の IAS の複数・代替的会計方法による自由選択的な会計処理を抜本的に見直し、統一的な(単一または限定された)会計処理に基準化する公開草案第 32 号「財務諸表の比較可能性」(以下、E32 という)が 1989 年 1 月に公表され、それに基づいて 1990 年 7 月に公表された「E32 趣旨書」の提案により、IAS9 (1978 年) は 1993 年 11 月に国際会計基準第 9 号 (1993 年改訂)「研究・開発費」(以下、IAS 9 (1993 年改訂) という) として改訂・改称された。1995 年の「IASC・IOSCO 協定」に基づいて、IASC がコア・スタンダードの一つとして 1998 年 9 月に国際会計基準第 38 号「無形資産」(以下、IAS38 (1998 年) という) を公表した際に、IAS 9 (1993 年改訂) は IAS38 (1998 年) に統合・差し替えられている。無形資産に関する会計処理は、基本的に IAS38 (1998 年) に準拠しなければならなかったが、「のれん」に関する会計処理は、1983 年 11 月に公表された IAS22 (1983 年) に既に規定されていた。IASC を改組・改称した IASB によって 2001 年 4 月に承認・継承された IAS38 (1998 年) は、企業結合プロジェクトの第 1 フェーズの一環として 2004 年 3 月に改訂され、第 2 フェーズの一環として 2008 年 1 月に再度改訂されている。収益に基づく償却方法が適切であるかを明確にするために、IASB は 2014 年 5 月に IAS38 を修正し、その後、2020 年 6 月までの他の IAS の改正に伴い、IAS38 の軽微な修正が行われている。

(5) わが国の ASBJ の「討議資料」においても、「IASB 概念 FW」(2010 年) と同様に、「財務諸表における認識とは、構成要素を財務諸表の本体に計上することをいう。」(「討議資料」第 4 章第 1 項) と定義し、認識基準として「一定程度の発生の可能性(蓋然性)」(「討議資料」第 4 章第 6 項) を挙げている。「企業会計原則」(第三・五) は、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上されなければならない。」と規定してい

るので、当該資産の取得原価が信頼性をもって測定できる「測定の信頼性」に相当する「客観的な測定」が要求されている。わが国における認識基準も、(a) 資産が生じたという「蓋然性」および (b) 測定の信頼性・客観性を充足していると言えるであろう。

(6) 英国では、自国の会計基準 (FRS) を積極的に開発することを諦め、2005 年に IFRS の開発に IASB とともに影響力を行使する会計戦略に切り替えた(沖野 [2006] 80-83 頁)。なお、会計基準委員会 (ASC) を改組・改称して 1990 年 8 月 1 日に設置された ASB は廃止され、「会計評議会」(AC) が 2012 年 7 月 2 日より英国の会計基準設定機関として任務を引き継いでいる(沖野 [2012] 89 頁)。

(7) 金融投資と事業投資では、投資の成果の達成について相違がある。資産の運用または市場価値変動によって利益獲得を目的とする金融投資による「金融資産」は、いずれ売却譲渡される場合もあるので、その再評価差額は利益に算入される可能性がある。「その他有価証券」のような金融資産に対して前記の (c) OCI に計上し、売却処分等の実現時に利益剰余金に振り替える「OCI 計上後・利益剰余金振替処理」には、一定の理論的妥当性は内在する。それに対し、事業の遂行を通じて将来の経済的便益を得ることを目的とした事業投資による「事業用資産」は、原則として、事業遂行のために所有される。利用目的所有の無形資産は、原則として、営業能力の維持 (maintenance of operating capacity) のために継続的に利用される。

(8) わが国の「固定資産の減損に係る会計基準」のモデルとなった国際会計基準第 36 号「資産の減損」(以下、IAS36 という) では、「減損損失の戻入れ」を収益として計上することが要求される。ただし、「減損損失の戻入れ」によって増加する資産の帳簿価額は、過年度において認識された減損損失がなかった場合の(償却控除後の)帳簿価額を超えてはならない (IAS36, pars.117, 119)。要するに、取得原価主義の枠内で取得原価に基づく帳簿価額までは減損損失を戻し入れることができるが、投資総額(取得原価)を上回ることはいできない。なお、原初基準の IAS36 は 1998 年 6 月に IASC によって公表されていたが、2001 年 4 月に IASB により承認・継承されている。IASB は、企業結合プロジェクトの一環として 2004 年 3 月に IAS36 を改訂し、2008 年 1 月に再改訂した

後、さらに2013年5月に「非金融資産に関する回収可能価額の開示」(IAS36の修正)により修正した。

(9)「のれん」は固定資産として計上されるので、「固定資産の減損に係る会計基準」の対象ともなり、20年以内の「規則的償却法」のほかに「減損処理法」も適用される。従前には、旧商法(285条ノ7)における「取得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」の規定に従って、実務上、5年を最長償却年数とする「規則的償却法」が一般的であった。法人税法上、営業権(のれん)には「自由償却法」が容認されていたが、1998年4月1日以降に取得した営業権には「5年間定額法」が強制適用されることになった。

【参考文献】

- Accounting Standards Board (ASB) [1994] *Financial Reporting Standard 7 “Fair values in acquisition accounting”*. ----- FRS7
- Accounting Standards Board (ASB) [1999] *The Statement of Principles for Financial Reporting*. ----- SPFR
- Accounting Standards Committee (ASC) [1986] *Accounting for the effects of changing prices: a Handbook*. Feuerbaum, E [1966] *Die polare Bilanz*, Berlin. (山形休司・立花得雄訳 [1968]『両極的貸借対照表論』中央経済社。)
- Financial Accounting Standards Board [1974] *Statement of Financial Accounting Standards No.2 “Accounting for Research and Development Costs”*. ----- SFAS2
- Financial Accounting Standards Board [1985] *Statements of Financial Accounting Concepts No. 6 “Elements of Financial Statements”*. ----- SFAC6
- Financial Accounting Standards Board [2001] *Statement of Financial Accounting Standards No.142 “Goodwill and Other Intangible Assets”*. ---- SFAS142
- Gynther, R.S. [1966] *Accounting for Price Level Changes: Theory and Procedures*, Pergamon Press.
- Hax, Karl [1957] *Die Substanzerhaltung der Betriebe*, Westdeutscher Verlag • Köln und Opladen.
- International Accounting Standards Board [2001] *International Accounting Standard 20 “Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance”*. ----- IAS20
- International Accounting Standards Board [2001] *International Accounting Standard 36 “Impairment of Assets”*. ----- IAS36
- International Accounting Standards Board [2004] *International Accounting Standard 16 (revised 2003) “Property, Plant and Equipment”*. ----- IAS16 (2003年改訂)
- International Accounting Standards Board [2004] *International Financial Reporting Standard 3 “Business Combinations”*. ----- IFRS3 (2004年)
- International Accounting Standards Board [2008] *International Financial Reporting Standard 3 (revised 2008) “Business Combinations”*. ----- IFRS3 (2008年改訂)
- International Accounting Standards Board [2010] *The Conceptual Framework for Financial Reporting*. ----- 「IASB 概念FW」(2010年)
- International Accounting Standards Board (2016) *International Financial Reporting Standard 16 “Lease”*. ----- IFRS16
- International Accounting Standards Board [2018] *The Conceptual Framework for Financial Reporting*. ----- 「IASB 概念FW」(2018年改訂)
- International Accounting Standards Board (2020) *International Accounting Standard 38 “Intangible Assets”*. ----- IAS38
- International Accounting Standards Committee [1983] *International Accounting Standard 22 “Accounting for Business Combinations”*. ----- IAS22 (1983年)
- International Accounting Standards Committee [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. ----- 「IASC 概念FW」
- International Accounting Standards Committee [1993] *International Accounting Standard 22 (revised 1993) “Business Combinations”*. ----- IAS22 (1993年改訂)
- International Accounting Standards Committee [1998] *International Accounting Standard 22 (revised 1998) “Business Combinations”*. ----- IAS22 (1998年改訂)
- 企業会計審議会 [1960]「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」-----「連続意見書第三」
- 企業会計審議会 [1982]「企業会計原則」(最終修正)

-----「企原」
 企業会計審議会 [1998]「研究開発費等に係る会計基準」-----「研究開発費基準」
 企業会計審議会 [2002]「固定資産の減損に係る会計基準」-----「減損基準」
 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2004] 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」-----「討議資料」
 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2008] 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」
 -----「会計基準 21 号」
 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2008] 企業会計基準第 23 号『「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」
 -----「会計基準 23 号」
 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2015]「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計準) 第 1 号 のれんの会計処理」-----「修正国際基準 (JMIS) 1 号」
 菊谷正人 [1988]『英国会計基準の研究』同文館。
 菊谷正人 [1991]『企業実体維持会計論 — ドイツ実体維持会計学説およびその影響 —』同文館。
 菊谷正人 [1995]「会計の概念的フレームワークに関する一考察 — 『ソロモンズ・レポート』を中心に —」『政経論叢』第 92 号。
 菊谷正人 [2001]「有形固定資産の減損会計 — 減損損失の測定と戻し入れを中心に —」『政経論叢』第 118 号。
 菊谷正人 [2002]『国際的会計概念フレームワークの構築 — 英国会計の概念フレームワークを中心として —』同文館出版。
 菊谷正人 [2005]「英国におけるのれん会計の展開」『イノベーション・マネジメント』第 2 号。
 菊谷正人 [2011]「段階取得の会計処理における問題

点」『経営志林』第 48 巻第 1 号。
 菊谷正人 [2014]「有形固定資産に関する論点」菊谷正人編著『IFRS における資産会計の総合的検討』税務経理協会。
 菊谷正人 [2015]「棚卸資産会計における論点」『経営論集』第 28・29 合併号。
 菊谷正人 [2020]「『時価の算定に関する会計基準』に対する批判的考察」『経営志林』第 57 巻第 3 号。
 菊谷正人 [2021]「有形固定資産の『時価・時価低価法』と『時価減価償却』」『産業経理』第 81 巻第 3 号。
 新田忠誓 [2007]「国際基準の有形固定資産会計論 — わが国思考と IAS 第 16 号の相違を考える —」『財務会計研究』第 1 号。
 沖野光二 [2006]「会計基準の国際化の特徴と課題」『會計』第 170 巻第 6 号。
 沖野光二 [2012]「英国財務報告制度の将来像の新たな展開 — 英国 ASB 財務報告公開草案 (草案 FRS100,101 and 102) を手掛かりとして —」『国際会計研究学会 年報 2011 年度 第 2 号』。
 Parker, R. H. and G. C. Harcourt [1969] “Editors ‘Introduction,” in R. H. Parker and G. C. Harcourt (eds.) *Reading in the Concept and Measurement of Income*, Cambridge University Press.
 斎藤静樹 [2017]「のれんの償却と減損 — 企業結合会計基準の迷走 —」『企業会計』第 69 巻第 1 号。
 Sandilands Committee [1975] Report of the Inflation Accounting Committee under the chairmanship of F.E.P. Sandilands, *Inflation Accounting*.
 Schmidt, Fritz [1929] (Neudruck 1951) *Die organische Tageswertbilanz 3 Auflage*, Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr. Th. Gabler.